

沖縄県立看護大学における研究に関する記録及び研究データの保管要綱

(平成 28 年 9 月 21 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定) 及び「沖縄県立看護大学における公的研究費不正使用及び研究不正行為防止に関する規程」第 13 条第 2 項を踏まえ、研究に関する記録及び研究に用いたデータを適切に保管する措置を講じることにより、沖縄県立看護大学(以下「本学」という。)における教職員及び研究に関わる学生(以下「研究者等」という。)の研究上の不正行為を防止することを目的とする。

(保管の対象となる記録及びデータ)

第 2 条 本要綱で保管の対象とするものは、本学の研究者等により実施された研究に関する研究記録及び研究に用いたデータ(実験記録、解析記録、解析に用いた生データ、物品・データの入手に関する記録など、研究が科学的及び倫理的に適切に遂行しているあるいはしたことを検証するのに必要な全ての紙媒体及び電子媒体での記録)であり、研究内容や遂行実態の適切性を第三者が検証するために必要な全ての紙媒体及び電子媒体での記録とする。

(保管義務期間)

第 3 条 保管義務は研究開始時(研究費の申請を含む)から生じ、当該研究が終了した時点もしくは当該研究の結果が公表された時点の二つの時点の遅いほうの時点から 10 年間継続されるものとする。

(保管責任者)

第 4 条 保管責任者は、当該研究を実施した研究者等が所属する部署の教授とする。教授が異動及び退職する場合又は所属する部署に教授がない場合は、「沖縄県立看護大学における公的研究費不正使用及び研究不正行為防止に関する規程」で定める最高管理責任者を保管責任者とする。

(保管の方法)

第 5 条 保管する研究記録及びデータは原本かつ本学内で保管するものとし、その形態や量などに応じて保管責任者がその保管方法を定めることとする。

2 研究者等が原本をコピーし保持することについてはこれを妨げない。

(開示義務)

第6条 当該研究に関わる研究者等及び保管責任者は「沖縄県立看護大学における公的研究費不正使用及び研究不正行為防止に関する規程」で定める研究不正問題調査会から研究記録や研究データの開示請求があった場合はこれを開示しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年9月21日より施行する。